2013 ふくやま人権大学











前則

2013 ふくやま人権大学 講義録 目次

201	1313	らくや	ま人	権	大	学	<u>ń</u>	請	帥	<u></u> j —	- 覧	Ī	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		Ρ	2
開講	茳	講演	会コ	_	ス		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	3
ゼミ	:] -	-ス																										
(中音	『会場》	>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ	5
(東部	『会場》	>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	
地域リーダー養成コース																												
(中部	『会場》	>	•	•	•			•			•	•			•	•			•	•	•	•	•		•	Р	7
(東部	『会場》	>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ	9
(神辽]会場》	>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	10
人権	週間	司 講〉	寅会	⊐	_	ス			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ	12
修了	'式	講演	会コ	_	ス		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	14
アン	ケー	- -																										

講演会コース 第1回講座 11月 2日(土) 「私を認め 仲間を尊重し 地域を創る 人権教育」 ~「わたしづくり」から「地域づくり」~

講 師 桜井 高志さん

(桜井・法貴グローバル教育研究所代表)



1 はじめに

地域には、年配の方から若い方、お子さんまで様々な方がいますが、どのように して色んな人が一緒に地域づくりをしていくことができるのか、そこに「人権」を 基盤においた時に何ができるのかということを中心に話をさせていただきます。

2 「西洋型の人権」と「日本型の人権」

まずは、「西洋型の人権」を紹介したいと思います。

僕がこれまで勉強してきているのが西洋型の人権で、西洋型の人権というのは、 ある意味で日本型のものとは違って「いろんな人が一緒に暮らしていくためにはど うしたらいいのか」という人権です。

日本型の人権の場合には「仲良くなりましょう」とよく言いませんか?それに対して,西洋型の人権は「仲良くできない人とどうやって一緒に話し合いをするのか」,「どうやって合意形成するのか」,「どうやって相互が尊重し合うのか」という考え方の人権です。

本当は日本もそうだと思いますが、でも、どちらかというと日本は「仲良くしましょう型」、それに対して西洋型の人権は「仲の良くない人ともどうやって一緒にまちづくりをしていくことができるのか」ということなのです。

3 「人権は難しい?」

僕の先生は、デイヴィット・セルビー先生という、イギリスの大学で人権教育を研究されてきた方です。その先生に、人権教育というのは難しいものなのかどうかという話を聞かれたことがあります。僕は、日本では人権は難しいものではないかなと思いました。

人権という言葉事体は小学生で習いますが、その当時私は、大学で教えていましたので「大学生でも難しいんじゃないかな」という話をしました。すると、先生は「人権っていうのは、五歳の子どもにでもわかるものだよ。」と言われたんです。 先生は「人権は五歳の子どもでもわかっていなかったら、自分が親から虐待をされている時に、自分の人権が侵害されている、自分に危害が加えられていて、生命に関わる問題かもしれない、ということを五歳の子どもでも、しっかり言えるようにならなかったら、児童虐待はなくならないよ。」と言われたんです。 五歳の子どもでもこれはおかしい、自分は不当な扱いを受けていたり、虐待をされているということを言えるようにならなければ、子どもは誰にも相談できないまま、命を失ってしまうこともありえるし、実際に起こっているのではないかと思っています。

当事者本人が意見を言えた方が、より正確に、迅速に問題を指摘できるということを考えると、人権は、五歳の子どもでも分からなければいけないのです。

4 「人権は義務と引き換えか?」

日本では、権利と義務というふうに一般的に言われますが、海外では、権利と〇 〇、違う言葉でいろんな文献、文書、書籍などに書かれています。

海外では「権利」と「責任」というふうに言われます。権利と責任が必ずセット になっているのです。

私たちは、権利と義務というと、義務を果たしているから、権利があるとか、義務を果たしていなければ、権利は主張しにくい、そういうイメージです。義務を果たしていなければ、権利は主張できない、制限されても仕方がないという言い方をする人もいます。

1994年に子どもの権利条約が批准されたとき、僕はたくさん子どもの権利のワークショップをやらせていただきました。多くの大人から「義務も果たしていない子どもに、権利ばっかり教えたら、子どもがわがままになったり、自分勝手になったり、社会の秩序が保てなくなるから子どもの権利条約なんていうのは必要ない」という批判がありました。

権利は、海外ではすべての人にあるよというところからスタートするので、権利と義務をセットにはしないのです。「権利」と「責任」という言い方をし、権利を主張することは、わがままになることではないのです。逆なのです。権利を主張すれば主張するほど、責任感を身につけることができるということなのです。

責任には、大きく分けて二種類あります。自分が権利の行使をした時に生ずる、結果に対する責任。物を壊さないようにするとか、怪我をしないようにするとか、怪我をさせないとか、こういう責任です。このような責任と、もう一つは、自分の権利を主張するのであれば、同じ権利をすべての他の人に保障する責任です。それがあるから、一人ひとりみんなの権利が正しいということなのです。なので、「権利、権利と言って、義務もないのに権利ばかり主張して」と言うのではなく、ちゃんと責任感を持った子どもを育てるのが、海外における人権権利教育ということなのです。

5 おわりに

私たちの社会、まちづくりをしていく時に、どうしたら一人ひとりがもっと責任感を持って、ひとりの市民として社会作りに関われるようになっていくのかというのが必要ではないかなと思います。

そのときにベースになるのが人権です。一人ひとりの権利を認めたうえで、価値 観の違いを乗り越えて、合意形成をしていく、そのために、ちゃんと自分の意見も いい、相手の意見も聞けるようになる。これのベースに、人権を使えるのではない かなと思っています。

日本の人権とちょっと違う捉え方だったと思いますが、もし、参考にしていただけるのであれば、使ってみてほしいなと思います。特に、これから社会を作っていく若者や子ども達に、もっともっと関わってもらいたいなと思います。

子ども達も含めて、すべての人が人権を使ってより良いまちづくり、社会づくりに参加できるようになっていただけたらうれしいなと思います。

人権入門講座 11月15日(金),22日(金),12月13日(金)

「誰も教えてくれなかった部落問題

~がんじがらめの社会にレッドカード!~」

- ◇コーディネーター 岡野 保洋さん
- ◇ゲスト 武田 緑さん(BURAKU HERITAGE)
- ◇ゲスト 藤井 滋登さん



はじめに

本講座は、学校教育でも現代の部落問題をあまり取り上げなくなった昨今、とりわけ若年層が部落問題を正しく知り、自分自身とのかかわりについて考え、人権問題の解決に向けての主体者となることを目的に開催した。

のべ 80 名弱の参加をいただいた方は、年代も幅広く、部落問題認識も含めそれ ぞれの経験・知識を交流することができた。今後の各方面での活躍が期待される。

第1回(11月15日) 「『ブラクサベツはまだあるの?』という問い



に、どう答えますか?~部落問題を知るためのヒント~」 コーディネーター 岡野 保洋さん

1 「部落差別は、まだあります」

6つのグループに分かれ、各グループで「部落問題」で思い浮かぶキーワードや疑問について話し合った。「結婚差別」「人権学習」「寝た子を起こすな論」「住民学習会」「土地差別」「水平社」など

の具体的なエピソードや「差別の本質は何であるか」「なぜ(差別が)無くならないのか」などについてお互いの知識経験を交流した。

2 差別を支える社会となってはいないか

素朴な疑問「なぜ部落の人が差別されるのですか?」に対し、コーディネーターと会場全体で意見を交換した。歴史の中で為政者により差別されることが制度化され、その意識が根強く残ってしまっていること、また、この問題にかかわることに対する忌避意識がますます問題を難しくしていることなどの意見が出た。予断・偏見に「だまされてはいけない」こと、「学び、伝えることの大切さ」を確認した。さらに、社会の仕組みが差別を支える構造となってしまいがちな中で、本質を見失うことなく考え続けることの大切さを共有した。

3 「差別される理由も、差別する根拠もあり得ない。」 そして、大切なことは歴史的な起源はどうあれ、差別されること、差別することに正当な理由など何一つないことを確認した。どこに生まれようが、どこで育とうが、どんな仕事をしようが、差別される存在などありはしないということである。



これらをふまえて、部落問題と向き合う3つのポイントを次のように整理していただいた。

①正しく知る ②自分との関わりで考える ③人権問題解決の展望をもつ

第2回(9月28日)「カミングアウトすることの意味

~隠しきれないこの社会で~ 1



ゲスト 武田 緑さん (BURAKU HERITAGE)
1 自己紹介—私を構成するもの

1 自己紹介—私を構成するもの 講師の指示に従い、各自配られた用紙の中心に自分の名を書

講師の指示に従い、各目配られた用紙の中心に自分の名を書き、円で囲む。その周りに自分を構成する要素を書いては線で結んでいく。例えば、(武田) みどり 一女一大阪出身一部落出身一酒(好き)…。グループごとに自己紹介が始まると、会場はさながらカフェのようにテーブルごとに話の花が咲いた。

講師も簡単に要素を示したうえで、次の事柄を語った。自分

とは何者か,これまで生きてきた中で重要なことは何か,何を大事に生きていくのかが要素に現れる。ただし個人個人は表明しやすい要素と,そうでないものがある。それらは世の中の評価や自己肯定感,過去の経験などで変わるものである。

2 ディープな人権教育を受けて育つ

母は被差別部落出身者で、父は部落出身外である。物心ついた時(小1ごろ)にはすでに出自について親や地域が教えてくれていた。「差別されてきた部落に生まれ、将来差別される可能性はある。しかし、何ら悪びれることはない。もしも困ったことがあったら、ここのみんなが味方だから、いつでも言うておいで」と励まされてきた。お陰で卑下することもなく生きてきた。不安、しんどさはなかった。



小学校にあがっても狭山事件の学習や,集会では意見表明な

どもした。中学校でも部落研究会に所属し校内で立場宣言もしてきた。ディープな 人権教育を受けて育った。ただ今思えば、敷かれたレールの上を歩んで来たとも言 える。

19歳、大学生の時ピースボートで世界1周を経験し、世界の人権の状況を垣間見た。黒人居住区に住まわざるを得ない旧アパルトへイトの人々、同化政策で民族性が奪われていたニュージーランドのマオリ族。船内の活動では日本の戦争責任についてのディスカッションもあった。

このピースボートの体験から、自分と世界はつながっているということ、人間の



多様性や各人の生き方,自分にも何かできる可能性, 今まで大人の受け売りばかりで自分の頭で考えて いなかったこと,そして,教育の大切さを学んだ。 帰国後仲間とともに教育関係の NPO を立ち上げ

た。大学卒業後は北芝で仕事を始めた。毎月市場を開き出店する「芝楽広場」の取り組みなど、ユニー

クな活動を繰り広げている。そこで「発信上手」ということを学んだ。声高に「差別するな!」と怒るのも方法だが「一緒にやろう!」と協働することも大事。若者をターゲットにするならカワイイチラシで惹きつける。社会の課題は多いだけに解

決法のスタイルは様々である。自分らしいスタイルを見つけることの大切さを学んだ。北芝で地元の人たちにも受け入れてもらえて、改めて故郷が好きになった。

今は研修の企画,ファシリテーション,大学の非常勤講師,子ども電話相談などをしている。

3 参加型で考える,「部落問題とは…」

部落問題は、日本の歴史の中で作られてきた差別問題である。この問題に対する質問項目について自分の意思で、立つ位置を決めて答えてもらう。(会場の左右と後方の壁面に立ち並ぶ。正面に向かって右側の前が100%~後方の真ん中が50%~左側の前が0%。)

- Q1 結婚時,相手が部落出身を理由に親が反対した。反対を押し切って結婚するか,結婚をあきらめるか
- Q2 会社の経営者であるあなたは、部落出身者と思われる人を採用するか否か。

ちなみに、顧客らとの会話 の中で悪いうわさも聞くし、 彼らの中には嫌う人が多い。

場面設定を具体的にすると気持ちがぶれる人がけっこういる。若者のほうがむしろ純粋である。



Q3 武田緑は、部落出身者か否か。(ただし母は出身、父は部落外、現住所は部落外)

いわゆる「世間」の判断基準は、大阪の場合―「現住所」が43%となっている。他には、「本籍地」「出生地」「父・母・祖父母の住む場所又は本籍地」「職業」などがあげられる。要するにそれぞれが「主観」によって、自由に判断していると言える。「(部落を) 出れば差別はなくなる」という人もいるが、どうだろうか。土地差別や結婚、就職など差別はまだまだ根強く残っている現実がある。ネット社会、情報社会の情勢の中、本人の意思とは関係なく、「暴かれるときは暴かれてしまう」。もちろん、そういう状況がおかしいと訴えていくことも大切だが、むしろ私は自ら名乗って「私」を伝えたい。



この社会の中で生まれ育った私たちは、「社会環境」 に影響を受けている。私たちの「意識や行動」はその環 境に適応するかたちでかたちづくられている。差別のあ る社会に適応するかたちで、自分や自分の周囲の人をリ スクから遠ざけようとすると、人は部落を避けるという 行動をとることになる。そして、その行動によって、「差

別がある社会」は維持・温存されるのである。私たちは生まれた時から社会という大きな渦の中で生きている。残念ながら現状、その渦は、差別がある、部落が排除されるという渦。その流れの中で「私は差別しない」と体の力を抜いている状況というのは、少なくとも流れに「加担」している。まず、その渦(流れ)を認識する。

次に、その渦に流されることの是非を考える。そしてそれが自身にとってよくない と思えば立ち止まる。そして、自分の周りに心地よい渦をつくる。

私の場合その心地よい渦は、BURAKU HERITAGE であり、北芝である。共通点は「楽しい」である。

居心地が悪くても渦の流れに身を任せるのは「世間に流されている」ことであり、 放置している責任を考えたい。また、自分は影響を受けているという自覚に立った 時、逆にいえば「影響を与えることもできる」ことも知っておきたい。

第3回(12月13日)「ポジティブシンキングで考える人権



~この社会を生きる必須アイテム~」

ゲスト 藤井 滋登さん

1 出自を知って気付いたこと

高校生だった時,担任の先生から自分が被差別部落の出身であることを告げられた。その時恩師が差別の歴史を含めて不当な差別の現実について語ってくださり、むしろ、不当な差別への怒りがわいたことを覚えている。

2 同和問題と他の人権問題とのつながりを考える、3 つのポイント

(1) 市民的権利が不完全にしか保障されていないこと

1953年京都で部落差別の課題を浮き彫りにした「オールロマンス事件」。当時のある被差別部落が置かれていた劣悪な環境(みすぼらしい家、水道もなく排水溝もない)が雑誌の小説の題材として描かれた。しかし、この環境こそが行政が被差別部落を放置してきた結果であり、その環境がまた周囲の意識をますます助長させていたことが明らかになった。多くの人はまんまと差別させられていたということである。

この行政闘争で、住環境の整備、居住地・就職・結婚の自由および教育の機会 均等を勝ちとり、改めて「人権」とは何であるかが確認された。行政が部落差別 を認めた始まりである。1965年には国が部落差別の責任を認め、その解決は「国 民的課題」とした同和対策審議会答申が出された。

これらのことから分かるのは、部落の人々の諸権利保障に取り組むことがあらゆる差別の解決につながるということである。

(2) 分裂政策による労働者と少数派の排除



1975年全国の被差別部落の所在地を網羅した「部落地名総鑑」が発覚、大きな問題となった。購入企業は、これを基に職員採用で同和地区出身者を特定し、就労を阻んでいたことが分かった。

当時,身元調査は当然の時代だった。履歴書も本籍地, 親の存在とその職業,持ち家か否か,宗教など,さらには

近所での聞き取り調査欄までが記載され、本人の能力と無関係の事柄で採用を決定する内容であった。この差別性は同和地区出身者だけをふるいにかけるのではなく、さまざまなハンディキャップの当事者を排除するものであった。「部落地名

総鑑」糾弾の取り組みによって、1976年には全国で「統一応募用紙」が使用されるに至った。

就労保障は、被差別部落出身者が仕事を得、収入を得ることが同和問題解決の ために最も重要であることから、国も企業もそれに向けて取り組まなければなら ないことを明らかにした。また、被差別部落出身者が就労から排除されることで 労働者が低賃金でも就労できることに安心してしまう差別構造をなくさなければ、 全ての労働者の権利は守られないことも明らかになった。



(3) 市民の差別意識,社会意識の悪用 2005年に戸籍謄本不正取得事件が発覚 した。依頼者に頼まれた弁護士などが職権 を濫用して個人情報を不正に取得していた。 依頼者は結婚,就職において調査対象者が 同和地区か否かを調べていた。未だに部落 差別が解決されていない現れである。

不正取得は,市民の差別意識,社会意識 を悪用したものである。さまざまな立場の

人の情報を暴くものである。一般市民の6割は身元調査を指示し、さらにその中の1割の人は強く肯定し、何らかの形で調査を依頼する。この調査は同和地区出身か否かにとどまらず、他の項目によっても人権侵害へと発展することもある。要するにこの行為を許すことは全ての差別行為、人権侵害を許すこととなり、日本社会での人権問題解決を困難なものにする。

福山市では2013年2月に登録型本人通知制度を設け、個人情報の流出を防ぐ努力をしている。完全とは言えないにしても、不正行為の抑止力として効果はある。

3 ポジティブシンキングで生きること

私たちはこれらの現実をふまえて、様々な角度から社会を見つめ、考え続けることで人権問題解決への道へつなげていかなくてはいけない。これまでの歴史の中で、差別の問題に気付き、多くの人の努力と理解と協力で解決してきた問題もある。どのようにして差別をなくしてきたのか、学び続けることで、



差別に気付き、差別を指摘できるようになる。差別をするのか、しないのか。 差別を許すのか、許さないのか。自分の立ち位置を明らかにすることは、自ら の生き方への自信へつながる。

「差別」は現実に存在し、若者は悩んでいる。この問題に取り組むことは、 大人の責任である。 めな雑議ができる。

- (2) われわれの顧客は誰か…住民学習会に参加している市民と、まだ参加していない。市民。
- (3) 顧客にとって価値のあるものは何か…ニーズではなく、まだ言葉になっていない 「価値」。安心して話ができ、参加者どうしで共有したことがまちづくりにつながる。
- (4) われわれの成果(強み)は何か…「成果に着目」いいところを広げる。
- (5) われわれの計画は何か…計画から入るのではなく。

3. SWOT分析

6 おわりに

人権について考えること,住民学習会をしていくことは… 「自分の人権を守り,他者の人権を守る実践行動をすること」であり 「差別はなくせるとという実感をもつこと」が大切です。

○学びの中で出会った人に対する肯定感。

- ○「している者がやめれば、差別はなくなる」という認識。
- ○マイノリティの立場の子をエンパワメントする学び。

PORTON TO THE PROPERTY OF THE

絵本「えぞまつ」(福音館書店 作 神沢利子 絵 吉田勝彦)を読んで終了

ゼミコース スポーツと人権 1月15日,1月22日,1月29日 「その手はなにを育てることができるのか」

~おとなと子どもと体罰と~

講 師 第1回 藤井 睦弘さん (福山市立加茂中学校教諭)

第2回 豊田 育代さん (神石高原町立油木中学校養護教諭)

第3回 香渡 清則さん (國學院大學非常勤講師)

第1回 クラブ活動と人権

1 はじめに

ー昔前のクラブ活動は厳しい練習や無謀な精神論などによって、子どもに無理を強いてきました。学校で行う本来のクラブ活動とは子どもの体力の増進や精神の発達に用いられるものであるはずです。そんなクラブ活動と人権について話を進めていきます。

2 スポーツへの市場原理の導入(新自由主義的考え方)

最近よく、プロスポーツ選手の試合に、企業の広告やロゴマークを目にすることがあります。プロのスポーツ選手が活躍することによって企業のコマーシャルになることは言わずもがなだが、そこから得られる広告収入によってそのスポーツ自体が発展していくという現状があります。その発展によって人気となるスポーツもあれば、その反対もあるのです。実際、福山市の学校で活動している男子バレーボール部は1ケタとなっています。

3 学校教育としてのクラブ活動指導の在り方

近年では、監督の名前にジャパンを付けた、〇〇ジャパンという通称をチームにつける 風潮があるが、これは指導者のブランド化を意味しているのではないでしょうか。その風 潮は中学校、高校にまで派生しており、ある学校の顧問は生徒の頑張りによって成し得た 実績について、あたかも自分のおかげであるように「これで顧問の責任が果たせた。」と発 言する顧問もいます。自分がチームを全国へ送ることのできる指導者になったつもりでい るのです。実際に競技をしているのは生徒なのに。この考え方は、もはや生徒を顧問の名 を上げるための道具のように扱っているとも考えられます。

生徒を頑張らせすぎ、中学校生活が終わるころには生徒は燃え尽き症候群によって大好きだったはずのスポーツをやめてしまうことになる子どももいます。うまく育てれば花開くものを、その生徒の本来の希望とは離れたものへと導いてしまうこともあるのです。これではクラブ活動の本来の目的であるはずの生徒の心と体の成長から大きくずれていくのではないでしょうか。

4 おわりに

スポーツに関しては、その子のベスト記録を更新させてあげるために大人が応援することだけでも励みになります。少しでも記録が伸びれば、それを褒めてあげることが良い教育のひとつと言えるのではないでしょうか。

これからも、どう子どもを育てるかということを真剣に考えていかなければなりません。

第2回 クラブ活動と子どもの成長

1 保健室から見る子どもたち

保健室にいると、普段教室やクラブ活動のときには見せない素の子どもを見ることができます。ある野球部の生徒は土曜日、日曜日と部活動の遠征で朝6時に起きてバスで移動し帰ると夜の8時。月曜日はベッド休養と早退で保健室はあふれかえります。私が学生の頃は学校で一日授業を受けなければクラブ活動などできませんでした。この子たちにとっての野球とは、何なのだろうと思うことがあります。

また、ある生徒は大人と話をするときに怒られてもいないのに「ごめんなさい、もうしません」と言ってしまうようになっています。この生徒は柔道部でとても強い子ですが、指導があまりにもきつく怒られるのが本当に嫌になってこのような言動が癖になってしまっているのです。このようなゆとりのない生活を続けてまで柔道を続けることで、彼は何を得ることができるのでしょうか。

2 子どもは発展途上中

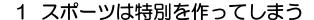
大人は誰しも、赤ちゃんには無理を言わないと思います。しかし、体が大きくなり一丁前のことを言うようになってくると心のどこかで大人になってきていると思えてきます。それでもまだ15歳なんです。まだまだ子どもなんです。自分が15歳の頃、どんなふうに大人を見ていたかを思い出すことが必要なのではないでしょうか。

また、無理をしている子どもたちに関しても、サポートしている大人の接し方が大きな意味を持つことを自覚しなければなりません。子どもは大人の言うことは少なからず正しいと思ってしまいます。大人も自分が正しいと思い込んでそれを聞かせようとするので、ある意味大人は権力者になってしまっているのです。それを意識してください。力を持った側にいることを。

3 クラブ活動やスポーツに望むこと

スポーツの怖さの一つに、マインドコントロールがあるのではないでしょうか。健全さと 残酷さの両方を抱いているものであるからこそ、大人がじっくり考えることが必要です。子 どもにとっての大人の言葉の重みを自覚し、「先輩に楯突いちゃだめよ」と恐怖を与えるので はなく、「しっかり教えてもらうんよ」と気楽に付き合えるよう導いてやるような言葉の選び 方をすることが、大人の腕の見せ所だと思います。スポーツは誰のためにやっているかを今 一度考えてほしいと思います。

第3回 教育とスポーツのあり方





ある甲子園へ出場予定の野球部員が集団で万引きを行っていました。しかしながら、学校側は大会には出場する方向で話をまとめ、結局全国大会に出場しました。その時学校側は「周りにチクられるようなことはするな」という指導をしたといいます。私は、「スポーツに正義がなくなったら終わりだ」、「ルールを守らせるためにも特別を作ってはいけない」と、そういう指導をするべきだと学校側に抗議をしました。

2 夢を追いかける、努力しても夢がかなうとは限らない

ある雑誌で、陸上選手の為末大さんは「努力しても夢はかなわない」という発言をしていたことが、波紋を呼びました。しかし、私はこのことに共感しました。子どもは、ある時までは強引に押し込めば確かに知識は身につき、夢に向かってダッシュするが、頭打ちになって失敗や挫折を初めて経験したときに折れてしまう子どもがとても多いのです。そんな子どもに、周りの大人はあまり考えることなく「出来て当たり前」「やる気になってないだけ」という言葉を投げつけてしまうことが多いです。

そんな何気なく言った言葉は子どものこころに大きな傷をつけてしまいます。

為末さんが言った「努力しても夢はかなわない」の本意は、「夢は変えてもかまわない」「あ きらめたからこそかなう夢だってある」ということであると私は思います。

3 子どもはいつまでもがんばれない

私が見守りをしていた子は、3歳からピアノを習いながらサッカー・野球・英語とたくさんの習い事を嫌々ながらにさせられていました。そんな中、ある時首位から外れ、挫折を味わいました。

しかし、母親は周りに見栄を張り、子どもをさらに叱咤し無理を続けさせました。そんな子を見守りながら私は、「子どもの内側の成熟の時間に合わせた知識、運動能力でなければ身に付かない」ということを改めて気づかされました。また、ドロップアウトしてしまった子どもにこそ、その後のフォローが必要であると痛感したのです。

4スポーツする環境要因が子どもの行動を大きく左右する

現在の教育では「個性を大切に」と言いながら、「みんな同じ」が最優先されているように思えます。なんでも指令通りに従う機械人間を生産するシステムのように私には見えてしまいます。

また, 結果がすべての環境では, 落ちこぼれていく怖さが子どもを追い詰めてしまい, その環境に対応できない子どもが排除され, 極端な行動に走ってしまった子どもを多く見てきました。

部活動顧問という威厳を利用したある種の人間破壊行為は,さまざまな部活動で行われている環境があります。そのような行為をいかに防止するかが重要な問題であり、子どもの命を守るために社会の仕組みから考え直す必要があるのではないでしょうか。

地域リーダー養成コース 2月5日(水)

「今,人権が危ない!」〜部落差別の現状と人権の確立をめざし〜 講師藤井滋登さん

1 始めに

今日の部落差別の現状と差別の実態は、就労・教育・結婚などをはじめとして被差別部落出身者を取り巻く日常生活のあらゆる分野で未解決の問題が未解決の状態で残されている。

福山市が実施した2010年度の「市民意識調査」と「同和地区実態把握」の調査結果においても課題が明らかになった。これらの実態を踏まえ、部落問題の解決と人権の確立に向けた取り組みが求められている。

2 相次ぐ差別事件

現在も市民による差別発言や落書き、インターネットの差別書き込みなどが続発 し後を絶たないという厳しい現実がある。これらは、先の「市民意識調査の中でも 課題となっている部落問題に対する正しい認識と人権意識が弱いという実態が反 映した結果であることを重く受け止めなければならない。

とりわけ、「結婚や就職時の身元調査」では、「当然のことだと思う」「よくないことだと思うが、ある程度は仕方がないことだと思う」と考えている市民が6割いるという非常に厳しい結果が明らかになっている。

これらの身元調査は、個人のプライバシーの侵害であり、部落出身者や在日外国人、障がい者などを差別する人権を侵害する行為であり、決して許されない行為であることを認識する必要がある。このような状況のもとで差別事件が発生していることを確認しなければならない。

3 戸籍謄本・住民票等の不正取得事件

個人の戸籍や住民票が、全国的な規模で不法に組織的犯行により不正取得されていた事件が発覚した。福山市の被害状況は、2005年・2007年2011年に及んで十数件の不正取得が発生していたことが判明した。これらはいずれも職務上の請求を国が法的に認めている8業士であり、兵庫県・大阪府・三重県の行政書士が職務上請求書の偽造を行ない不正に取得していた犯行だった。このように市民の個人情報が第三者により不正取得され、人権を侵害されている現実を重く受け止めなければならない。また、一連の犯罪を支えている大きな要因が誤った差別意識であることを決して忘れてはならない。

4 人権確立に向けた基本方針と施策

これまで福山市は、身元調査などに悪用されて人権侵害事件が発生してきた経過 を踏まえて、1982年「福山市戸籍・住民基本台帳公開事務取扱要領」を定めて 人権侵害行為に一定の歯止めをかけてきた。市民の個人情報が第三者により不正に 取得されることの防止のために「福山市個人情報保護条例」を制定し、基本的人権 の尊重と自己情報コントロール権の確立をめざして取り組んできた。

福山市において発生した不法な戸籍謄本・住民票等の不正取得事件の被害者9人に本人告知が行なわれた結果,2人は結婚にかかわる身元調査であることが確認された。その内の1人は法務局に対して,人権救済の申し立てを行なうこととなった。

これらは、個人の情報が本人の知らない中で第三者によって不正に取得されているという人権侵害の実態を端的に示すものであり、全国的な規模と組織での犯行であることを考えれば、現状では同様な不正取得事件が発生する可能性が高い状況にあるということを懸念しなければならない。

福山市はこのような深刻な事態を受け止め、不正取得が明らかで・人権侵害の恐れがある場合・実質的な被害の有無を問わず、市行政の責任として本人告知を実施して行くことを決定し、2013年2月「登録型本人通知制度」を実施した。

5 今後の取り組み

人権の尊重と人権侵害の防止をめざす「登録型本人通知制度」が制定されて1年が経過した。この間、福山市全体で住民学習会やあらゆる機会を通じて制度の目的 や意義を広く市民に知らせるための取り組みが展開されている。

現在,第三者による不正取得の蓋然性や客観的に認められた場合で、市は行政の 責任として被害者に対して事実を告知することとしている。しかし,本人が戸籍謄 本等の不正に取得されている事実を確認できたとしても、その時点ではすでに不正 取得は行なわれ,人権侵害による被害が発生していることが想定されるなど多くの 課題がある。

したがって,不正取得の早期発見による不正利用の防止や抑止力としての有効性が期待される本制度の意義や役割について,さらに多くの市民に理解の輪を広げて行き,登録者を増やす取り組みの推進が重要となっている。

6 おわりに

今日まで福山市は人権尊重を基本に行政を推進し、市民も地域別住民学習会などを継続することで人権意識の高揚をはかり、差別のない一人ひとりが大切にされて生きることができるまちづくりに取り組んできた。

そうした長年に渡る取り組みや活動の積み重ねの結果として,全国に率先して今日の「本人告知」を実施したことの意義を確認することが必要である。

今後も、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃と人権確立に向けて、各学区の人権啓発推進組織の地域リーダーがさらに人権意識を高めて認識を深めることにより、「人権文化の根づいた地域社会の実現」をめざして積極的に取り組みを推進しよう。

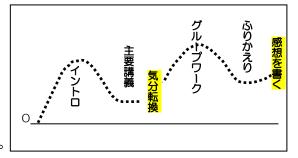
地域リーダー養成コース 3月1日(土)

「対話から広がる人権学習」 講師 岡田 耕治さん



1 WYSH教育授業構成(京都大学 木原雅子さん)

住民学習会のはじめに、イントロ(導入)があることで、主要講義(例えばビデオ視聴)のときに高いレベルで見ることや聞くことができます。何もないまま、すぐに主要な内容に入ると参加者は、まず「O」の状態から入るので、そのまま低いレベルのままになってしまいます。



だからその状態で意見を求められたりすると, なかなか言いにくいし, 苦痛を感じることもあります。

2 **イントロ(導入)体験** *資料「私の一日をふりかえる」

- ・3分間・・・円グラフに自分の24時間の様子をかき、合わせて理想と思う24時間も書く。
- ・5分間・・・隣の人と自分の書いたグラフをもとに交流する。
- ・5分間・・・ペアを替えて同じように交流する。

3 まじめなおしゃべりの題材

1. 新聞記事や写真

(新聞に切り抜きを持ってくることは負担がかかるので、新聞一日分を持ってきて、またいし読みをしながら気になる記事について意見交流をする。また、一枚の写真を見て、何をしているところかを交流する。)

- *資料 小学生2人が民家の玄関で、笛を吹いている。そばでおじいさんが聴いていて、その横にはおばさんが立っている写真を見て、何をしているか考える → これは、小学生のボランティア活動として独居老人宅に定期的に訪ねっていっているところで、 一緒に写っているのは、民生委員さん。)
- 2. エピソード
- 3. 私の一年 私の一日 * イントロで導入
- 4.「動詞から広がる人権学習」

(大阪府教育委員会が作成。平沢安政さんを座長に作った人権学習のワークシート。 13の動詞に3つのエピソードがあり、住民学習会で見るビデオのテーマなどに 合わ せて選ぶことができる。)

*資料 動詞『決める』

5.「ことば・表現・差別」再考

(以前講演会の中で、時間がなくなりかけた時に、講師が「時間もないし手短に話しますと発言したところ、この講演会の終わりに、司会者が「不適切な発言がありました」と言った。講師は、何が不適切かもわからないし、参加者へもそれ以外の説明がなかった。このことから、「ヒューマンライツ」という本の中で、不適切な言葉など差別表現といわれるものについて論議された、その後もいろいるな場で意見交流がおこなわれている。)

- *資料 「関係ない?」
- 6.「めざめる女つぶやく男」(解放出版社)
- 7. 気にかかる問い 大切な問い *ワールド・カフェとして実際に体験

◎「人権学習はなぜするのか」という意見が出ることがある

『人権は自己表現と幸福追求の権利である。』

『自分を大切にできる人が、他者を大切にすることができる。』 『自尊感情のあり方と重ねて理解する必要がある。』



8. SABONAマット

(SABONA とは、「あなたのことを見守っていますよ」という意味。

* 例 小学校の学級がまとまらなくなった時に実施。部屋を4つに区切り、順に 歩いていく。

歩く順番が大切

- (1) あかるい未来(どんな学級がいいかな) -
- (2) くらい過去(今までどんな学級だったかな) →
- (3) あかるい過去(でもこんないいところもあった)→
- (4) くらい未来(このままだったらどうなるなか) →
- (5) 最後にもう一度 明るい未来へ(どんな学級にしていくかな)
- 9. 季節暦 (パワーグラフ)

(自分の人生を語ることになる。この話から始めると少し重くなるという意見から, 「私の一年」や「私の一日」を考えた。)

4 まじめなおしゃべりの手法

- 1. 対話 傾聴
- 2. グループは4人
- 3. 居酒屋ワークショップ

(学校の教職員で実施。若い職員が増え経験者の手法などを引き継ぐことが難しくなった。そこで、居酒屋で4人1組になり、経験者1人と若い世代3人で話をする場を作った。経験者には、失敗談を話してもらった。)

- 4. まわし読み
- 5. **ワールド・カフェ**(合言葉は、よのなか)

「よ」よにんひと組で。

- 「の」のんびりカフェにいるように。
- 「な」なかには、席を替わったりして。
- 「か」かんじんな話題や質問について, まじめなおしゃべりをする。
- 1995年アメリカで生まれた手法。
- *実際に体験 資料『どの問いが気になりますか?』
- (1)ママとぼくとの空気 (2)部落問題を学ぶ必要があるの?
- (3)「がいじ」と言う弟 (4)企業の人権担当者として
 - [1ラウンド] 4つの問いについての対話。

4人グループで、自分が一番気になる問いを出し合い交流する。

[2ラウンド] 1人が残り、3人が別々のテーブルへ行き、そこでも意見交流をする。

*体験はここまでだが、本来は・・・

[3ラウンド] 同じ人が残り、もう一度別のテーブルへ移動して交流する。

[4ラウンド] 最後は元のテーブルに戻り、4人で聞いてきた意見など、対話 の広がりを確認して、収穫(ハーベスト)を共有する。

- *話し合いのグループは4人が一番。5人だと一人の傍観者になりやすいので、一人ひとりがすすんで参加してもらうための研修には4人のグループがよい。
- *1回のグループでの話し合いは、10分から15分くらいがよい。それでも、全体の時間は1時間から1時間半となる。
- 6. みつばちぶんぶんカフェ
 - [1] テーマをもとに「うまくいったこと」
 - [2]「うまくいかなかったこと」を出し合い,
 - [3] 一人がみつばちとなって他のグループへ飛んでいき, 解決策をもらって
 - [4] 元のグループに戻って収穫を共有する。
- 7. アクションプランづくり
- 8. お店屋さん開き

(話し合いたいテーマのお店屋さんを開き、そこには店長と副店長がいる。テーマとしては「部落問題は今でも学ぶ必要があるの?」とか「30分1本勝負! 会社で人権学習はできるのか?」など。自分の話しがしたいお店屋さんに行き、意見 交流をする。)

- 9. ヒューチャーセンター ヒューチャーサーチ会議
- ◎「まじめなおしゃべりの題材」と「まじめなおしゃべりの手法」を組み合わせて,学習会 を実施していきます。
- 5 学ぶとはふりかえること
- 1. 静かにふりかえる 書きながらふりかえる
- 2. ドラッカーの5つの質問
 - (1) われわれの使命は何か…誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、まじ



2013年 (平成 25年) 10 月発行

【問合せ先】 福山市市民局まちづくり推進部 人 権 推 進 課 TEL 084-928-1006